

京都市内に殘存せる古代の聚落

(圖版第七版付)

藤 田 元 春

都大路の有様を追懷して然る後、殘存せる古代の聚落に及んでみやうと思ふ。

二

一 京都市に古い民家、もしくは古い聚落が昔のまゝに殘つてゐる、流石は京都は古い都丈けで保守的な氣分の多い所ではある、神社佛閣いづれも古いまゝに保存されてゐる、獨り民家が除外例ではありえない、勿論、時の流のまゝに都大路の有様は幾度か變遷した、應仁の大亂に全市殆んど焦土と化し、五條通に松が生えて松原通といふ名が生れる迄の事もあつた、今の御苑内は昔白雲郷といふ田舎であつたと語りつたへる程の根本からの變化もうけたが、それでも都の片隅には古來の傳統を失はないで、燈臺下くらしとの諺通り今に古い聚落を殘してゐる所がある、勿論市中の目貫の場所は昔と今と、最近二三十年の變り方でも著しい、そこで一應古い

東洋美術大觀を見ると鎌倉時代正安元年(一二六九)圓伊の名筆になる一遍上人繪傳が載つてゐる、それは建治七年閏四月十六日一遍上人が關寺から四條京極の釋迦堂へ來られた時の圖である、京極であるから今は寺町四條繁華の中心であるが、鎌倉時代には左程でも無かつたとしてもこの圖によつて少くとも當時の京都市の一角が窺はれ得るとせねばならぬ。よく見ると釋迦堂の本堂は入母屋檜皮葺で、加茂の祭に見るやうな多くの牛車ギョウシャが押かけて來てゐる、さて本堂の外はと見れば庫裏クラから高塀、さては寺門の前の町家、いづれも板葺で木の枝や石がのせ

て押へにしてある、それは現在北越の海岸で見
る多くの切妻板葺の民家程に、無數の川原石が
のつてゐないけれども、類似の屋根であること
は一目疑ふの餘地がない、現在の北越海岸地方
は今にこの古い時代の上方文化を、其のまゝ保
存してゐると見れば見らるる、同じ時代乾元年
代の畫伯吉光の名筆になる一遍上人繪詞第八卷
にある街道の圖も民家は同じく板葺である、降
つて正和頃(一二三二)名工經隆の筆になるとい
ふ西行物語の繪卷を見ると、これに嵯峨野の寺
後の景がある、一つの民家否塔中と思はれる建
物の畫は、やはり入母屋で上部は茅葺であるが
其四方の庇(これを普通に四方しころといふ)は
板葺である、現在京都附近の農家に茅葺で四方
じころが多いが、しころはすべて瓦葺になつて
ゐる、其瓦の所が西行の繪卷では板葺なのだ、
思ふに應仁以前の我京都は町家は多く板葺であ
つて武士の住宅といへども惣じて板屋であつた
のであらう。

太平記に高師直奢侈の條に曰く、

京都市内に殘存せる古代の聚落

「常法には四品以下關板打たぬのしぶきの家
にだにぬことこそ」

とある、のしぶきとは板の熨斗葺で、杉の一種
である守貞漫稿にも京都の店は板大略長三尺許
幅五寸のそぎ板を以て葺たるが、屋上に石を置
たるは暴風の備也とあるのがそれだ、而して同
書に京都の瓦葺となりたるは中古以來の事と記
してゐるから、徳川の初期に我京都は猶市塵多
くは板葺であつたのであらう、三井高辰氏所藏
の聚樂第屏風畫を見ると、聚樂邸そのものは、
多く檜皮葺であるが、邸前の町家はすべて板葺
で川原^がが非常に多くのせてある、蓋し應仁亂
後と雖も猶板屋が京都市の町家の普通の有様で
あつた、必しも鎌倉時代の風であるとは限らな
い、しかし鎌倉時代は武士の邸宅も皆板葺であ
つたことは東鑑に、

さしも日本惣追捕使を奉じて、天下を掌に治
め玉ひし御館も上土門に^{ベライタ}鰯板の圍也
とあつて其質素の様が偲ばれる、武士は總じて
板屋に居つたのであらう。

三

さて一國の帝都が鎌倉時代に既に板屋であつたとして、その以前はどこまで溯りうるかと思ふと由來は古い昔は齊明天皇二年（西紀六五六）に飛鳥板蓋宮に都せられたのだから、飛鳥時代に既に板蓋の宮殿が出来てゐたので、人民もこれに習つたらしい。

續日本紀神龜元年十一月甲子大政官奏に

有京師帝王爲居萬國所朝非是壯麗何以表德其板屋草舍中古遺制難營易破空殫民財請仰有司令五位已上及庶人堪營者構立瓦舍塗爲赤白奏可之

とあるから西暦七二四年、奈良に大安寺と云ふ聖武天皇勅願の瓦葺の大伽藍が建つた時でさへ都大路は板屋草舍であつた、それが平安京にひきつゞいて、徳川氏の中頃までも同様であつたのだと思ふと板屋なるものも、悠久の感がふかい、されば平安京の最初は宮城をはじめ堂塔佛寺の類は或は瓦葺であつたとしても、臣民共は瓦葺にもすまないで板屋又は茅葺の家に住んだ

ものと見える。

藤氏一代の榮華を極めた時代に畫かれた平等院の扉や壁の畫を見ると、寢殿作りは檜皮葺であるが、院の向つて左、即ち東壁には慥かに草葺と思はるる御殿がある、寢殿と雖も草舎のものがあつたのであらう。

貞丈雜記に寢殿といふは即主殿也、上公卿の間なり貞衡云ふ寢殿の屋の上は下を檜皮葺にして其上を茅葺にする也とあるのがそれで、古い都の寢殿にはまだ草葺が多かつたらしい、京都附近の神社は、今日は皆檜皮葺であるやうに昔の寢殿と云へば棟文けは瓦、他は皆檜皮葺であると考へるものゝ、その檜皮葺すら大鏡卷五によれば、

花山院は風流者フリュウサにこそおはしましけれ、御所作くらせ給へりしさまなどよ、寢殿對渡殿などは、つくりあひ、檜はだふきあはする事もこの院のしいでさせ給へるなり

とあつて、花山院の頃になつて寢殿檜はだ葺の上に一つの改革があり大に世に重んぜられたら

しい、下々の民家ではとても及びもつかなくつた事は日本紀略の左の官符を見てわかる。

長元三年四月廿三日の官符は「又六位以下築垣、並檜皮葺宅可停止者」

と出てゐる、これは花山院から三代跡の後一條天皇の時代(西紀一〇三〇)の官符である。

學友中村文學士から丁度此頃の古文書寫を貰つたこれを左にかゝげる

山田郷長解申賣買家地立券文事

□肆段賣伯肆拾歩

在山城國葛野郡三條大豆田里廿一坪内

四至 限東谷川尻並門通、限南公田
限西仵陌 限北谷川

立物、三間、四面、寢殿壹宇、在孫庇北、南

七間、三面土屋壹宇

右得泰是子辭狀備件家地故親父飛驒椽泰德山給處分也下略

貞元三年十一月十三日賣入 泰是子

買人大藏史生正六位上秦宿禰華押

保證 以下略

京都市内に殘存せる古代の聚落

この文は西紀九七八、圓融天皇の朝で、貞元三年は十月改元、天元となつたのを、元のまゝに記してゐるが、丁度藤氏榮華の時代に、六位の人の買得した寢殿が三間四面であることがわかる、公卿の寢殿、三内口訣に云ふ主殿は七間四面南面通法矣、とある程の大きなものでないが面白いのは、この建物である、三間四面といふ事は建築學上の約束に従へば、間口三間奥行四間である、孫庇が北と南にあるとあるから恐らく東西に短かく南北に長い入母屋、妻入の家であらう。もし平入ならば庇が其の入口の上即東面又は西面になくなくてはならぬからである。大藏史生が買つたこの家屋敷は、僅か三間四面の母屋を持ち、其の隣りに七間に三間の土屋、即今日で云へば小屋に類するものがあつたのである、葛野三條大豆田といふ所は恐らく今の太秦附近であらう、思ふにこの建物は恐らく板やでなくて、茅葺であり庇丈けが板屋であつたことは、かの西行物語の繪に類したものであらう、長元の官符によつても、六位以下の職官では檜

皮葺の禁令があつた位であるから、この寢殿は檜皮でもなく、真衡の云ふ通り寢殿の上は茅葺であつたものと認める。

さてこの古文書に現はれた立物を、三間四面の草舎であつて其の建方が妻入であつたとすれば、それと同じ風のものが今の京都市に現存してゐるといふことで、古い京都の民家を想像し得られる。

四

予の云ふ、古いといふ事はそれが第一に茅葺で第二に妻入であるといふ二ヶ條である。今日になつては古い中古の板葺は近畿地方にて見られぬ、もし強て求めるならば、奈良の春日神社の森の中にある多くの攝社のみであるが、北國には猶殘つてゐる、しかしその板屋よりも猶古かるべき茅屋が、今に京都に残つてゐるのは、板よりも茅の方が耐久力がつよく且冬溫夏涼で、其材料も又安直に求め易いからであらう。

第二に妻入が古いといふことは、既に多くの學者の認むる所であつて、古い神社建築である

出雲の大社が切妻の妻入であり、大鳥造、住吉造いづれも妻入の形である、伊勢の大神宮はこれに反して平入である、何れも我國古代民家の様式を語るのであるが、妻入の方が古いといふのは、かの天穗根元造といふ堀立小屋を原始的の家壁とすれば、（それは屋根の斜面が地についてゐるから、依然妻入である、）その後これに床を張るに至つても依然妻入であつたのであらう、しかし一旦床が出来て屋根が高くなれば、或は妻から入り、或は平から入つても差支へがないから、神明造のやうに平入の形式も、早くから現はれたに違ひない、出雲大社及伊勢神宮の社殿は、何れも茅葺切妻であるが、やがてこの切妻の妻の入口の方に、更に雨よけをつけるとなるとそれが一つの入母屋形になる、入母屋形の寢殿となれば、それはこの古文書の寢殿と同じ、近畿の民は餘程古くからこの入母屋妻入を住宅の普通の形式としてゐた證據に、丹波國南桑地方の方言がある、龜岡小學校長桂信次郎氏の云ふ所によれば、この入母屋の妻入

を方言「まや」といひ、平入の家を「よこや」といふ、同君の居村勝林島では「まや」十一戸、「よこや」五十一戸、瓦葺拾三戸合計七十七戸の中に妻入が一四%の多數を占めてゐる、同校長の宅も妻入であつて舊家であるが、龜岡附近の農家は、今日猶多く妻入の「まや」に住んでゐる、よく調べてみると龜岡附近のみでなくて京都近傍では北嵯峨の民家も殆んど「まや」である、滋賀の都の舊跡、滋賀村に行つても「まや」が多い、古い文化の跡に「まや」があつて、却つて遠い山里には「まや」がない。

「まや」の語は家屋雜考に兩下^{マヤ}とあつて和名抄に唐令を引きて、五品以上三間兩下、和名萬夜と見え屋の前後に垂れる也、左右手を眞手といふごとく物二つの備りたるを眞といへば眞屋の義ならんとあるが、兩下とあるから、屋根が前後に兩つ下つてゐる形、卽それは切妻の事である。しかし切妻が本體で、これに入口と背戸口とに雨除の孫庇をつけると入母屋造になるから入母屋の妻入を「まや」といふのは必しも南桑の

京都市内に殘存せる古代の聚落

方言でない古語である、しかし妻入を「まや」とすれば、平入は「まや」でない、横から入るから「よこや」といふ點に南桑の方言が成立し、同時に古い時代の人々の觀念を明にすることが出来る、同じ形の家で入口が違つたために或は「まや」といひ、或は「よこや」といふのが面白い、傳統上妻入が眞の屋であつたのであらう、然らばどちらが便利であらうか、妻入にすれば間口が狭くて奥行がふかい、光線の取入に不都合である、平入にすれば間口が廣くて奥行が狭い、室内が明るい、これは現に宇治山田市に多い妻入の町家に入つてみれば、一見して明かなことである、たとへ古來の傳統で妻入は眞屋で、平入はよこやだとして輕蔑したとしても、結局田舎の廣い地面に家を建つる際には、快調な平入を選ぶのが人情であらう、普通日本の田舎で孤立した地面に建てる家ならば、多くは南向の平入である、奈良は古い國であるが、國內到る所大方は南向平入の民家で、妻入は殆んどない。しかし丹波や江州にゆくと一村擧つて妻入の處がある、現

に伊香郡丹生村片岡村のごとき、丹波南桑田郡篠村字柏原（圖版第七版上圖）の如き其例に乏しくはない、猶又こゝに面白いのは奈良でも、岡寺の麓の町や、櫻井の町にゆくと、瓦葺に變つてはゐるが妻入のあることである、丹波龜岡の

町はこれも殆んど妻入の瓦葺であるし（圖版第七版下圖）篠村の妻入といふのも龜岡町についた街道筋丈けのことである。宇治山田市の外に、泉州の近義村の街道筋に妻入茅葺又は瓦葺の家が多く、江州木之本町も同様に妻入瓦葺が多い、越前大野、勝山邊でも同様であり、木之本からさきの北國街道は今市椿阪、柳ヶ瀬、又は大浦すべてがそれだ、してみると元來は「まや」即妻入であつたものが、田舎の廣い地ではいつの程にか「よこや」に變つたけれども、街道筋の密集部落では間口があまり取れない、止むなく古代の傳統に従つて「まや」妻入を本體として今にのこつたのであらう。故にこの町屋風の古い聚落の多くが妻入であることは、必しも近畿に限らないで、北越から秋田附近に至る迄皆

一樣であるといふことも、この理由によるものと見られる。簡單ではあるが、これで妻入即ち「まや」が古い時代のもので、京阪の古い町の基調を成すことを明にし得たと思ふ。

五

茲に於て轉じて京都市に存する「まや」もしくは「まや」の聚落について語らねばならぬ、市には現在には住宅建築の取締規則がある、茅葺は延焼、失火の恐れが多いから絶體に許可しない、舊來のものでも三年間に瓦葺にせよと命じている、従つて今度市に編入された洛北白川村のごとき、こゝ二三年間にすべてが瓦葺に變つてしまつて、又昔日農村の面影がない、しかるにかやうに滔々として瓦葺になる市の一角に於て、其の家の土藏とか、小屋はすべて瓦葺であるのに、母屋だけは舊態依然たるものが残つてゐるのが不思議だ、所は洛東永觀堂前、下河原二番地、東山中學の隣柿の木茂つた陰に今も孫市と云ふ農家がある、當主は長谷川松之助氏であるが、この家は齒痛の禁厭の邸で、齒を疾むものがこ

の家の闕さへ跨げたらば、立所に齒のうづきが
とまるといふ名家？である、そこで丹波、若狹
邊から

何才

の男又

は女、

何卒齒

の煩ら

ひを御

治し被

下度と

いふ端

書が一

日平均

十通位

やつて

くる、

宛名は南禪寺町下河原、孫市殿とある、すると
この家の人は其手紙を邸の畑の隅へ置いておく
丈けだが、それでも治ると見えて手紙の絶えた



下河原二、孫市氏宅

ことがない、長谷川氏になせだときくと、孫市
といふは何でも三代前の祖父で、人助けにした
といふが、私は何もしらぬと云ふてゐる、かや
うに不思議の孫市の家、それが茅葺で間口三間
(但庇一間)奥行五間即三間五面の妻入の入母屋
である、家を二等分して、半分は土間で半分は
床の間であるが、入口が八疊、臺所が八疊、部
屋が二疊、三室のうなぎ住居である、天井は竹
の簀竹がのせてある丈けで、入口の客間だけに
天井板が張つてある。南向妻人であるから、西
の方は土壁で窓もない、東の方に窓があつたか
と思ふが家の中は暗い、勿論椽などといふ中古
の風習のものが無い、入母屋の入口に瓦庇が雨
よけに附けてある丈だ、土間の半分にはまだ厩
がある、とにかく古い形式がよくも残つたもの
だと感心さす、(瓦の庇は明治になつて附けたと
は主人の話である)、同じ風の隣家と今二戸こゝ
に並んで、瓦屋の群落の中に搏風の狐格子が高
くひかつてゐる、この家の外に眞如堂の隣に橋
本氏といふ安政に建てた茅葺がも一軒あるが、

これは平入になつてゐる。

この三軒は洛東に於て開けゆく御世に取殘された古への洛外農家の標式であるが、こゝよりも更らに大規模に妻入の民家が聚落をなしてゐる所がある、それは平野神社の西北、衣笠山の前にあつて、平野神社前から二町だけ横へ小路を入つた所にある、平野宮北町と稱する聚落である。

こゝは徳川時代に北山巫女の地元で、口よせと稱して、生靈もしくは死靈の口をよせてくれる部落であつた明治初年まだ警察の八ヶ間敷いはない時代に、近郷近在さては遠國のもの、來り集つた云は、半農半巫の聚落である、大正の今日再びこの種の行事を見んとならば、東北地方へ行つて今日も實際に行はれてゐる口よせを調べる外、この上方では其跡をたつたらしい、しかし内密にまだやつてゐるかもしれない、よく尋たら其の祭器位は残つてゐるであらう、とにかく一種の信仰の聚落だけに古い形式がよく残存し得たとせねばならぬ。

この村は昔は道幅五間もある大道をへだてて對立した南北に通ずるところの一町(六十間)程

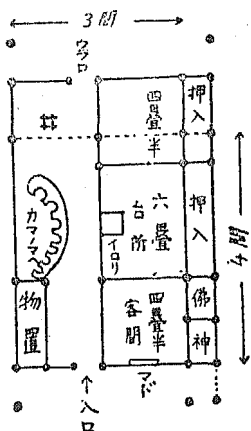


京都市平野宮北町民家

の町で、大正七年中央に一間半の道をつ、左右に溝渠を設けた、

故にその溝から東西へ各一間半の空地をもつて始めて雨垂れ落になる、一戸の地面は平均間口四間、奥行廿間の矩形でその上に妻入のまやが

間口三間奥行四間、東側と西側と全く相對して規則正しく建つてゐる、よこやは三軒程しかない、故にこちらの家の庭口から向の家の庭口まで一線に見通される、予は小北山の中で尤も大きい家だと稱する屋號「角や」といふ吉田氏の邸を訪ねた、慥かに三間四間の家で極めて小さい間取であつた、平面圖を記すと左の如くである。



間口三間を二
等分し
て、半
分を土
間にす
る、床

を三つに仕切つて、客間四疊半、臺所六疊、部屋一疊半が本體であつたがあまりに狭いので、部屋を四疊半にするために裏へ庇をつけた、そこで今日では井戸が土間の中に入つてしまつた、土間の左側に「鼠入らず」(物置)がある、土間の中央に「七つくと」がある、東側は半間の庇

京都市内に残存せる古代の聚落

で押入だから光線が入らぬ、西側は七つとどの左に小さい窓が一つ土壁の中についてゐる、街道に面しての屋根裏には竹の簀子が見える、家の中も天井は竹の簀子で、入口の四疊半、神棚の室だけは天井板がある、大極柱は松の木だ黒光りに光つてゐる、すべての形式は孫市のよりも古い、何となれば家の前に庇がない、神棚の間の街道に面した所に椽もなければ障子もない、細い格子窓である土地の人も窓と云つて障子とはいはない、松など雑木の太極柱が用ひてある位だからである、舊モトの家の部屋が一疊半しかなくかつたことは、孫市の部屋が二疊敷であるのに比して不思議でない、古い時代の日本人の寢室は暗くて狭かつたことはこの外に多くの例證がある、しかし角やは一疊半を四疊半に廣げるために家の裏に瓦葺の片庇をつけてゐる、猶そのさきに八疊敷の立派な土蔵を建てゝゐる、狭い三室しかない纏住居ではあるが、これをききたりにして壁の變改を試みない、丁度この大さの家が街道の西側に目下十五戸東側にも十五戸あ

つて、すべてが同様の型式の家ですらりと相並んでゐる、これを見ると全くこの村は一人の頭で最初から計劃して作つた聚落であるとしか考へられぬ、三間四面を本體とするから、角よりも外の家は皆部屋が狭い或家は二室しか持たぬのがある、不自由にも左右共に壁で、をまけに軒が深いから誠に暗澹たる家ばかりだ。この聚落がいつ出来たかは明でない、しかし其建築の様式として壁の多い、窓の少い、表に障子のない、又椽といふものゝない、其上に臺所に圍爐裏の跡のある點などから餘程古い時代のものであると思ふ、孫市といひ、宮北町といひ妻入であるから、家はすべて通り庭所謂うなぎ住居になつて床張の部分^{ふし}が三段になつてゐる。この鰻住居三室のプランは、蓋し古い京都の最初の聚落のプランを今日に傳ふるものと信する、何となれば今日に於て京都の中流以下の町家を見るに、いづれも瓦葺切妻ではあるが、さて街道から一步其家に入つてみるとすべて入口から裏口までが通り庭の、うなぎ住居でタタキ庭、竈、

井戸、ハシリと順に土間に並んで裏に通じ、さて床張の方はと見れば、第一が應接の間、第二が暗い臺所、第三が奥の寢室で三室しかない。近代の家はこれに二階がついて、或は五室となりもしくは六室となつてゐる、實に小生の寓居も階下三室階上三室のうなぎ住居であつて、廣さは孫市の間取りとあまりかはらぬ、しかも間口はと見ると三間三分、それで京都での中戸である、七間以上は巨戸で間取りもかはるが、普通一町内(六十間)片側に二十戸内外、三間間口の家を平均の大きさとして狭きは一間半の間口から一間廊子といふものまである。

大阪の町家も同様に三間間口が本體である、博多成象堂も丁度この三間間口のうなぎだ、してみると京阪の町家の大きさを決定した基礎は、平安朝初期からの「まや」の制に従つたもので、六位以下凡そ三間間口と云ことが定まつてゐたものであらう、但しこの家屋の制限に關しては更めて論じて見るつもりであるから其考證は之を後日に譲るがとにかく貞元の古文書に見えた

三間四面といふ寢殿のその妻入の習慣が今の京都の古い町家に迄影響されてゐるとすれば、古い聚落といふ語は獨り平野宮北町の一角のみではない。田舎の平入が基礎になつて發達した、江戸の町屋とは全く違つた京大阪の町屋建は、それ自身が既に古い聚落の形を保存してゐると考へねばならぬのであらう。

六

京にはまだこの外に、建つた時代の古い民家がある、以上述べたのは民家の形式の古さであるが、形式丈でなしに應仁元年の古建築だと自稱する、西京中保町五八番土族川井菊太郎氏の宅がある、今日は瓦葺になつて建増もつてゐるが、母屋はやはり三間四面、門口の庇が丸竹の垂木でこけらぶきに瓦がのつてゐるし、家の中ではニワの上の天井は丸竹で藤かづらがまいてある、大極柱が鉋を用ひないで、所謂チョンノハツリの荒削のまゝでゆがんだ栗がつかつてある處などいかにも古い、其隣の吉積ツネ氏の宅もこれ又三間間口のうなぎ住居でかなり古い、

京都市内に残存せる古代の聚落

下立賣の御前通の菅順氏の邸も亦古い、こゝは西京の名門であるから三間間口といふやうなものではないが、茅葺の門長屋があつて衆目をひく、先日予がこの本宅を訪ねた所玄關の上に

享和四年

天満宮奉請日供家内安全所祈

長二尺
市三寸五分

正月吉日

といふ木札がかけてあつた、この家は享和二年に九十才で死んだ淨榮といふ人の建てた家であるから、凡百七十年前のものである、西陣笹屋町淨福寺邊は天明の大火に焼けのこつた町家がある、調べてみると建築の細部に餘程古い形がのこつてゐる、これらに關して、市街建築物としての古さといふ事を、また後日改めて記すことにしたい、とにかく古い京都に古い田舎がのこつてゐるといふことを明にして本篇の結尾とする。(大正十五年三月四日稿了)